

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府中市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）条例第9条の規定に基づき、放課後対策部会（以下「部会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、府中市における放課後子ども総合プランの推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 1人
- (2) 放課後子ども教室事業の関係者 1人
- (3) 府中市立小学校校長会の代表者 1人
- (4) 府中市青少年対策地区正副委員長会が推薦する者 1人
- (5) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項の調査審議が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。